

## KASEI 規約

### 第1条 (名称)

1.1 本団体は、KASEIと称する。KASEIとは、九州建築学生仮設住宅環境改善プロジェクトを意味する。

### 第2条 (目的)

2.1 本団体は、熊本地震被災地に建設された仮設住宅地の環境改善活動（以下「本活動」という）を行い、不安を抱えることの多い居住者にとって、安らぎのある住環境と豊かなコミュニケーションの場を作ることを目的とする。

### 第3条 (活動)

3.1 KASEIは、前条の目的を達成するため、実行委員会を置き、次の各号に上げる活動を行う。

- (1) 本活動の実施に必要な調査および企画に関すること。
- (2) 本活動の運営に必要な資金についての計画および調達に関すること。
- (3) 関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動に関すること。
- (5) 本活動の期間は平成29年3月末までとする。ただし、必要に応じてその後も活動を継続することもできる。

### 第4条 (構成)

4.1 実行委員会は第2条の目的を達成するため、本活動の趣旨に賛同する委員若干名をもって構成する。

### 第5条 (役員等)

5.1 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名 末廣香織 (九州大学)
- (2) 副委員長 1名 平瀬有人 (佐賀大学)
- (3) 事務局長 1名 田上健一 (九州大学)
- (4) 監事 1名 矢作昌生 (九州産業大学)
- (5) 顧問 1名 菊地成朋 (九州大学)
- (6) 学生代表 1名 林孝之 (九州大学大学院)
- (7) 特別顧問 1名 伊東豊雄 (伊東豊雄建築設計事務所)

### 第6条 (役員等の職務)

- 6.1 実行委員長は会務を処理し、実行委員会を代表する。
- 6.2 副委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長が欠けたときには、その職務を代理する。
- 6.3 事務局長は、実行委員会の事務および会計を処理する。
- 6.4 監事は、実行委員会の会計を監査し、その結果を実行委員会に報告する。
- 6.5 顧問は、会の運営全般について助言を行う。
- 6.6 学生代表は、参加する学生を代表する。

### 第7条 (役員および委員の任期)

7.1 役員および委員の任期は、実行委員会の活動が終了するまでの間とする。

### 第8条 (会議)

8.1 実行委員会の会議は、実行委員長、副委員長、学生代表および委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) この規約の制定改廃に関すること。
- (2) 本事業の基本計画に関すること。
- (3) 実行委員会の運営に必要な予算および決算に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。

8.2 会議は実行委員長が必要と認めるときに招集して、その議長となる。

### 第9条 (専決処分)

9.1 実行委員長は、予算の補正、そのほか緊急を要する事項について、会議が招集できないと認めるときには、これを専決することができる。

9.2 前号の規定により先決したとき、実行委員長は次の会議にこれを報告し、その承認を得なければならない。

### 第10条 (団体、事務局および運営委員会)

10.1 本団体は第2条の目的を達成し活動を推進するため、福岡市南区塩原4-9-1 九州大学大学院芸術工学研究院 田上健一研究室 に置く。また、事務局および運営委員会を組織し、事務局を福岡市南区塩原4-9-1 九州大学大学院芸術工学研究院 田上健一研究室 に置く。

10.2 運営委員会は、実行委員長、副委員長、学生代表、事務局長の他、委員、学生若干名で構成される。

10.3 実行委員会は本活動の方向性を確認し、事務局および運営委員会に活動の運営を指示する。運営委員会は、実行委員会に対して随時活動状況を報告する。

10.4 事務局の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第11条 (会計)

11.1 委員会の経費は、協賛金、助成金そのほかの収入をもってこれにあてる。

11.2 委員会の会計期間は、委員会発足の日から当該年度末日までとする。ただし活動が継続する場合には、各年度ごととする。

### 第12条 (委任)

12.1 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、運営委員会および実行委員長が定める。

### (付則)

1 (施行期日) 本団体の設立日を平成28年7月12日とし、この規約は、平成28年7月12日より施行する。

2 (施行日前における準備行為) この規約の施行日前に行われた本事業の準備行為は、この規約に基づいて行われたものと見なす。

## KASEI 事務局規定

### 第1条 (趣旨)

- 1.1 この規定は、KASEI規約第10条第4項の規定に基づき、事務局の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

### 第2条 (職員)

- 2.1 事務局に事務局長およびそのほかの職員を置く。

### 第3条 (職務)

- 3.1 事務局長は、実行委員長の名を受けて事務局の事務を総轄し、事務局員を指揮監督する。
- 3.2 事務局員は事務局長の名を受け、分担する事務を処理する。

### 第4条 (専決処分)

- 4.1 事務局長は次の各号に掲げる事項を専決することができる。
  - (1) 規約第3条に掲げる事業の計画および執行に関すること。
  - (2) 事務局員の旅行命令に関すること。
  - (3) 臨時的任用事務局員の任命に関すること。
  - (4) 前各号に関する収入および支出に関すること。
  - (5) 関連法令により、官公庁に対して行う許可申請に関すること。

### 第5条 (文書)

- 5.1 文書の取り扱いは、九州大学の規定に準じて処理する。

### 第6条 (公印)

- 6.1 事務局で使用する公印の種類および寸法は、付則の通りとする。

### 第7条 (財務)

- 7.1 現金および物品の出納並びに物品購入の契約などの事務手続きは、九州大学の手続きの例に準ずる。
- 7.2 財務に関する帳簿等の様式については、事務局長が定める。

### 第8条 (委任)

- 8.1 この規定に定めるもののほか、事務局の運営に必要な事項は事務局長が定める。

### (付則)

- 1 この規定は、平成28年7月12日より施行する。
- 2 公印。実行委員会の印、書体：楷書体、形状：正方形、方 20mm 角、1 個